

会 議 録

会 議 名		令和5年度 第1回 文化財保護委員会	
開 催 日 時		2023年(令和5年)5月22日(月) 午後6時30分～午後8時30分	
開 催 場 所		藤沢市役所8階 8-1会議室	傍聴者数
			0
出 席 者	審議会等の長	鈴木 良明	
	委 員	伊藤一美、大野敏、川口徳次郎、川地啓文	
	事 務 局	郷土歴史課 菊地課長 磯崎課長補佐 山出課長補佐 荒井上級主査 川口上級主査 宇都主査 芦葉担当 石井担当	
議題及び公開・非公開の別		1 市指定重要文化財候補について(公開) 2 藤沢市指定天然記念物「ツカミヒイラギ」の指定解除について(公開) 3 令和4年度の事業報告(公開) 4 令和5年度の事業計画(公開) 5 神奈川県指定史跡・名勝「江ノ島」の現状変更の許可申請等について(公開)	
非公開の理由			
審議等の概要		議題1については、小栗判官関連資料等を市指定重要文化財候補とすることについて議論が行われた。 議題2、3、4、5については、事務局からの報告後、質疑が行われた。 会議の詳細については別紙のとおり	
そ の 他			

会議録別紙

委員長

令和5年度第1回文化財保護委員会を、お手元の次第に従いまして順次進めていただきたいと思います。協議事項「市指定重要文化財候補について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局

資料1をご覧ください。

今年度の指定重要文化財の候補といたしまして、遊行寺の山内寺院という言い方をしておりますが、元の塔頭となります長生院です。遊行寺に入りまして右側の方にちょっと上がったところに所在する寺ですが、そちらが所有している小栗判官関連資料を数が多いもので一括という形で指定したいと思っております。もう一つは庭にあります小栗判官主従の墓域の伝承地、この二点を指定候補として提示したいと思っております。

資料をご覧ください。半分に折ったものがございしますが、こちらは「新編相模国風土記稿」です。下段の方に印が付けてある部分です。下段の左から2行目になります、「支院長生院」と書いてあるのが遊行寺の支院にあたる長生院になります。ここに小栗判官照手姫の伝承がございします。小栗判官照手姫は浮世絵、歌舞伎、その他で有名なものです。

いくつか伝承の形態はあるのですが、江戸時代には藤沢といえば小栗判官という、人々の間で語り伝えられ今日に至っているものです。照手姫の身代わりの正観音、あるいは小栗判官満重の自作の像、照手姫所持の鏡一面、轡、これは小栗判官の馬の鬼鹿毛の轡です、それから小栗満重および郎党、照手姫の墓などが、五輪塔になりますが、そうしたものがあるといことが、風土記稿に書かれております。

具体的には次の資料をご覧ください。長生院に伝えられた「小栗判官と照手姫の記録」という形で、今申し上げました具体的に書かれたものが現在も現存しています。また庭の方ですが、こちらは年代にはいろいろ問題もあるのですが、あくまで伝承地という形で指定するもので、一つ一つの石造物を指定するという形ではございません。庭には伝承地として小栗判官・照手姫・主従・鬼鹿毛の墓というのが現存しておりますので、それを候補として挙げたいと思っております。

以下、資料3枚目は歌舞伎の役者絵です。右側が小栗判官、左側が照手姫となっております、それから他にもいくつか浮世絵がございします。これは本市の浮世絵館で相当量を所蔵しておりますし、長生院および遊行寺の方でもいくつか持っているものがあります。

次の資料は、過去の「浮世絵館だより」で小栗判官を特集したものがございします。「藤沢といえば小栗判官」という形で取り上げておりまして、役者絵と中

央の浮世絵は馬が碁をしている浮世絵が掲載されています。この馬は鬼鹿毛を指しています。左側には、照手姫が膿がたまってしまった小栗判官を土車で熊野まで運んでいくという物語を現したものが掲載されています。物語では、熊野で小栗判官が蘇生するという話になっています。

次の資料は、「描かれた小栗伝説と藤沢」という冊子です。これは博物館準備担当時代に発刊されたものですが、この中にも「藤沢といえば小栗判官」という形で書かれています。このように江戸時代以来今日に至るまで、歌舞伎、浮世絵、その他を通じまして、小栗判官と藤沢との関係が継続して語られています。そうした伝承を現す具体的なものとして、庭というか墓域の伝承地を指定しまして後世に伝えていくとともに、小栗判官伝承というものを広く市民にも周知していきたいということを考えまして、この2点を指定候補としてあげていきたいと思っております。

次回の保護委員会では、実際に現地を視察していただくという予定になっております。残っている遺物、今は遊行寺宝物館で保管していますが、それをご覧になっていただくのと、墓域である庭をご覧になっていただく予定です。

また、長生院には市指定の文化財である本尊や板碑がございます。普段は公開されていないものですので、この機会に合わせてご覧になっていただくと思っております。

そして、次回保護委員会で藤沢市の指定文化財としてふさわしいというご答申をいただきましたならば、教育委員会の方にかけて、予定としましては、11月1日の文化財週間のあたりに指定ができればと思っております。そうしますと、浮世絵館で「なぜか忠臣蔵 藤沢のヒーロー小栗判官と江戸歌舞伎」という展示会を開催する予定になっておりますので、これを冠行事として広く市民にも伝えていきたいと思っております。

それと、まだ確実なことではないのですが、小栗判官絵巻という宮内庁が持っているものがございまして、これは岩佐又兵衛という荒木村重の息子が描いたものですが、来年度、それを借りてきて遊行寺宝物館で小栗判官絵巻展を開催する予定になっています。宮内庁の方とは調整中で、ほぼ快諾は得られているのですが、具体的な日程などはまだ決まっておりません。そうしたことも踏まえまして、事前に指定できれば、内容的にも小栗判官というものは藤沢市に限って語られているものではございませんので、広く市外にも藤沢市のことをアピールできるのではないだろうかと考えている次第です。

今日のご説明ですが、実際のもは次回ご覧になっていただいた上で、ご審議いただければと思います。簡単ですが説明は以上です。

委員長

はい。ありがとうございました。指定の候補ということで、小栗判官関連資料

と墓域の伝承地ということでございますけれども、何かご意見ございましょうか？

委員 ちょっと教えていただきたいのですが、一般的なことなのですが、文化財の候補になるには、誰かが推薦するとか、自薦するとかあると思うんですけども、まず、どこからこの話が出てきたのですか。

事務局 遊行寺の関係の寺院でございますので、推薦書というか詳しいことは遊行寺宝物館の館長の方から出させていただき予定にはなっております。それは次回の委員会に整えてご提示できるかと思えます。次回に実際現地をご覧いただく予定ですので、今日はあくまで事前説明という形です。
一般的に今までの文化財候補の市指定候補のやり方ですと、我々事務局の方でいくつか候補を挙げ所有者と意向や、気運というか盛り上がりというか、そういうものも考慮しまして候補としています。また、有識者などからご提案いただく場合もあります。

委員 そうしますと、文化財保護委員会は、例えば私のようなものが、実はこういうものを推薦したいのだけどっていうことを言う場でもあるわけなのですね。

事務局 この会に限らず、普段でも事務局の方に言っていただければ、内容によって現地確認や所有者の意向などを確認して候補までもっていくということもございます。所有者によっては、指定して欲しくないというご意向のところもいくつかあります。

委員 持ち主が了解しないと、ということですか。

事務局 所有者の意向が重要になります。

委員 わかりました。

委員 要するに言い出しっぺはどこかなという話です。それを文化財の方で受けて、あるいは逆に文化財の方から所有者に対して、こういうのを指定に値するような資料なので指定したいと思うのだけどっていう話は多分すると思うのですが。そうすると、正式には市の方が審議会に諮るというよりも、所有者が持っているものについて指定にしてほしいとか、指定に値するものじゃないかという問い合わせがいろいろあるということですか。

事務局 はい、あります。

委員 例えば神奈川県なんかは、県指定のものについては、基本的には事務局の方から声をかけるのだけでも、所蔵者が申請の形をとりますよね。そして、それを事務局が受けて、相談しながら指定の理由書っていうのを作りますよね。理由書を作って、文化財の委員会にこういうものを指定したいというのが上がってきて、文化財の審議会で、それは指定に値するのだからという形の意見をして答申をして、正式になるっていう、こういうような順序があるんだけど、市の場合にはいろいろその辺はあるんですか。

事務局 過去の事例を見ますと、所蔵者の方からこちらへ申請があってそれを实地調査いたしました指定候補としたものもあれば、こちらから所蔵者の方へこれは指定に値すると思うのですがどうでしょうか、という内諾を得てから候補とする場合がございます、今回の場合は遊行寺の小栗判官の展覧会の件もございまして、長生院に出向きまして、この機会に指定ということはいかがでしょうかということ投げかけをして内諾を得ております。

ただ最終的に決定するのは、文化財保護委員会で指定にふさわしいというご意見をいただいた上で、教育委員会で決定するという形です。市の所有物を指定した場合、埋蔵文化財のものですとか、それは市の判断で候補としております。指定候補とするには、事前に専門家に調査していただいて指定にふさわしいかご意見をいただいています。今回は遊行寺の館長が推薦人という形で推薦書を出してもらう予定です。指定候補とするには、必ずしも推薦書が必要なわけはありませんが、第三者の方の意見があった方がやはり良いと思います。

委員長 条例でね、定まっていれば別なんですけど。多分、今までの慣例的には、この委員会で先生からこうした方がいいだろうというご意見がでてくるとか、あるいは市民の方から指定してほしいという意見が出てくるんだと思います。

いずれにせよ、事務局が調整して指定理由に値するかどうかということ審議をするわけなんですけど。意見が出てきたからには、やっぱり調査をしたり、位置づけや価値をですね、事務局の方で考えていただくことになるんだろうと思います。

委員 今、委員長がおっしゃったとおり、なんていうのですかね、細かくはいいのだけでも、いくつかのそういう指定になるための順序立てっていうか、それについて作ったおいた方がいいのじゃないかなって気がするんですけど。今、事務

局に説明していただいて、こんな場合がありますよってということなのだけでも、もう少し、大まかでいいのですけど、こんな場合はこうします、こんな場合があります、あるいは三つ四つあると思うのですけど、そういうのもあった方がいいんじゃないかなって気がするのですけどね。

前にも、他の委員さんですかね、こういうのをしたらどうかってというような話があって、そこにかかって指定したっていう例があるのですけども。気をつけないといけないのは、あんまり委員がしちゃうと、なんかちょっと手前味噌とかそういう懸念される危険性もあるものですから。

何かその辺のことについても一定のルールみたいなのがあった方がいいんじゃないかなって気はしますけどね。中には、上がってきたはいいものの、却下されたっていうことは結構あるのですよね、県の中で。

事務局

そうですね、市でも私の在職中ではないのですが、私の知る限りいくつかあります。文化財保護委員会で却下したっていうものは。候補とする前に明らかに指定に値しないものについては、事務的に処理したという例もあります。

委員

あれですかね、トラブルがあって、変な形でなってしまうといけないので、例えば私は考古学ですけど、神奈川県ではどうしても古墳から出たものでそういうものが出るはずがないものが、実際に指定に上がってきたってことがあって、そこから掘ったものから出土したもののの中に、他府県のものを投げ込まして申請したっていう例があるのですよね。

自分の持っているものを有用なものだと見せたいためにやっているのですけれども、考古学やっている人が見れば、これは県内出るはずがないっていうなものも紛れ込まれて入ってるってことがあるものですから、そういうようなこともあるもので、その一つのルールの中でここに上がってくる前にそういうものは却下できるような体制をとってもらって、上がってきてからなかなか、例えば私はわかっても、失礼だけど他の分野の先生だと、あつたときにわからないのですよって話になっちゃいますよね。

私でもわかんないものが出てきたりする場合にはずっと通っちゃう可能性があるから、そしたらそういうものはここ以外の、例えば考古関係のものが上がってきたら、考古関係者に事前に見ておいてもらうような、そういうような手順を取るって一つの段階を踏みながら、何かを持っていた方がいいような気がするのですよね。

委員長

ちょっとその辺も考えておくべきだろうというふうに思いますけど。他の自治体の例で申し上げるとね、条例を改正して、文化財の裾野を広げようというこ

とで登録制度を活用しているのですね。そうしますとね、登録はどうするかっていったら、市民の方、地域の方が、これはどうかっていう申請制度を設けているのですね。それでそれがはたしていいかどうかという、指定になるのか登録なるか、いろいろ議論がわかれるところがあるのですけれども、一応広く開かれたということからですね、市民はそういうものの関心が高まってきているでしょうから、指定にならなくても、登録のようなところへ落とし込むっていうのでしょうかね。そんなことで工夫されているところもあります。

藤沢市の条例はまだ登録の制度は条例として整備されてないと思いますけど。そんなものと合わせて考えた方がいいでしょう。市民の方からもね、特に地域の指定してほしいというのが多分来るのじゃないかと思うのですね。悩ましいところになるんだろうと思いますけれども、もう少しゆるいところで登録みたいなもので、収められればね。それはそれで裾野みたいのが少し広がるかなという気がしますけどね。

指定っていうのはもう少し厳密なものだろうと思いますので、その位置づけがきちんとしてないと、やはり耐えられないものでしょうから。委員がおっしゃったような何かルール作りですね、少しその辺はイメージしておいた方がいいかもしれません。

事務局

過去に登録制度の話は何回も出ているがいろいろ色々な事情で実現に至っていません。

藤沢市は13地区に分かれているのですが、文化財に関しては、どうしても藤沢地区と片瀬江の島地区に集中してしまうのですよね。一方、湘南台地区などはほとんど無いので、湘南台地区と藤沢・片瀬江の島地区では格差がありすぎるのです、同じレベルではできない。

その辺の技術的な問題もありまして、なかなか難しいのかもしれませんが。以前の課題にはなっているところです。また、藤沢市の近隣市町では、登録制度までやってるところはないと思いますが、横浜市では、区別に地域文化財というかたちで登録制度があったかと思います。

委員長

今回は指定ということですから、従前のルールはないかもしれませんが、推薦ということで上がってくるようでございます。

事務局の方で、おそらく指定理由みたいなものをきちっと作られるのだろうと思います。それによって、この委員会で審議をするという、そんなことになるかというふうに思いますけれども。次回に指定候補が出てくるだろうと思いますけど、年に1回くらいは指定会議はやりたいとは思うのですけどね。

そのときに今回のルール化を目指したことで、この委員会に諮ってくる、その

段取りで進めたらというふうに思いますけれども。

委員

いろんな形から文化財の候補を上げてくってのは大変いいことだと思うのですね。それと私がここでお世話になっている限りでは、建造物の指定が出てきたときは、私が直接調査して提案したものはないので、今まで他の先生が調べられたとか法政大学の先生が調べられたもの、あと地域の所有者から上がってきて、それをここでチェックをするっていう形だったのです。

遊行寺の唐門も1回見て、間違いを直してもらって、それでいきましょうっていうことがあったかと思います。

例えば私が頼まれて指定の提案を行うとすれば、やはり建造物の第三者の先生に、川崎市の場合のように私が指定書を書いたら意見参考人みたいな人に来ていただいて、この指定書の内容が大丈夫かどうかを審議します。そういう形でチェックをできるっていう形にしていれば、今までの建造物の場合はそれで問題なかった。ですから委員の中の誰かが指定書を書かれたとすると、それが別の専門家が見て妥当だっていうようなことを発言していただいた上で文化財の指定として認めるとかですね。そういう形になっていけばいいのかなと思います。

委員長

よろしゅうございましょうか。今回うかがっております件については、事務局に申請人がいらっしやって、価値があるっていう何か指定理由書みたいなものをお書きになるのですね。それをもって、この委員会にかけるという形になるのでしょうか。

事務局

今までの経緯でいいますと、今回の場合は長生院のご住職様に申請人になっていただいて、あわせて宝物館館長に推薦書を添えていただくこととなります。そして文化財保護委員会で指定にふさわしいかどうかを決めていただいて、ふさわしいということになれば、教育委員会にかけるという手順となります。ですので、次回委員会で現物を見ていただいて、指定にふさわしいかどうか決めていただくこととなります。今回は事前にご説明した次第でございます。

委員長

その推薦書っていうのは、もうペーパーが出てるのですよね。

事務局

特に書式も何もないものですから、いわゆるレポート形式で出してもらいまして、今までですと仏像ですと県博の館長にお願いするとか、各ジャンルのこの方だったらという方に上げてもらっております。

<p>委員長</p>	<p>はいそれで、それをもとにした審議っていうのが必要になってくるということだろうと思います。これについては、そういう段取りで進められたらいいのじゃないかと思います。よろしゅうございましょうか、何か他にご意見がござい ますか。</p> <p>それでは、先ほどご説明がございましたけど、次回の委員会 7 月 24 日になりますか。案件になっております小栗判官関係の長生院さんの現場視察をしたいというものでございますので、詳細についてはまた事務局の方からご連絡させていただこうかと思っておりますけれども、その旨、皆さんご承知おきいただければ と思います。</p> <p>それではですね、議事を先に進めさせていただきます。報告事項を進めさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>藤沢市指定天然記念物のツカミヒイラギの指定解除について資料 2 をご覧ください。</p> <p>皆様にご審議いただきましたツカミヒイラギの指定解除につきまして、教育委員会の協議会と定例会を経て、令和 5 年 3 月 28 日付の告示をもって解除となりましたことを報告させていただきます。該当樹木は現在もサムエル・コッキング苑内に所在のままですが、この樹木や隣接している説明板の撤去等について、サムエル・コッキング苑の所管課の観光課と今後協議を進めていく予定となっております。以上になります。</p>
<p>委員長</p>	<p>指定解除についていろいろご意見があったところですけど、答申通り指定解除ということで、教育委員会の方にもかけたということですよ。ということでござい ますので、ご了解いただければと思います。何か特段のご質問がござい ま しょうか？</p> <p>それでは次に移らせていただきたいと思 い ます。</p> <p>報告事項の令和 4 年度の事業報告それから令和 5 年度の事業計画ですか。それをあわせてご説明をいただきたいと思 い ます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは資料の 3 をご覧ください。今回は年度当初の委員会ということで例年 通 り昨年度の事業報告と今年度の事業計画をご説明させていただきます。</p> <p>まず、令和 4 年度の事業報告です。資料の方は五つの分野に分けて書いてあり ま す。一つ目が文化財保護委員会、二つ目が文化財調査、三つ目が文化財の保 存 管理、四つ目が文化財の普及活用、五つ目が埋蔵文化財、それぞれの分野ご と に概ね日付順に記載をしております。</p>

それではかいつまんで説明をさせていただきます。まず全体的な話ですが、若干コロナの影響がありましたけども、ほぼ令和4年度については平常通りの事業を実施することができました。まず1の文化財保護委員会委員については、江ノ島の現状変更や市指定天然記念物の指定解除などを議題に、委員会が4回実施されました。ただ7月の第2回委員会についてはコロナの影響などで急遽文書開催という形になっております。

9月には委員さんの委嘱替えがあり、長年にわたり委員を務めてくださった渋谷さんに代わりまして今日はお休みですけども矢島委員に美術工芸分野の委員になっていただいております。

続いて2の文化財調査ですが、文化財保護推進員会議を2回開催したほか、江ノ島青銅鳥居や先ほどお話が出ました小栗判官関係の資料の調査などをしております。文化財調査報告書58集の発刊については、今回印刷が間に合わなかったもので、次回の委員会でお配りする予定になっております。

3の文化財の保存管理ですが、江ノ島の現状変更については後ほど詳しく説明をしたいと思います。あとは記載の通りでございます。

4の文化財の普及活用ですが、この分野は最もコロナの影響を今まで受けていたのですが、昨年度は令和3年度には中止になっておりました相模ささら踊り大会が3年ぶりに開催をされております。また、4年度の特徴としましては、NHKの大河ドラマの鎌倉殿の13人に関連したミニパネル展を市役所1階ロビーあるいは8階の郷土歴史課前で開催するなど、大河関係のパネル展示を実施しております。

最後に5の埋蔵文化財ですけれども、こちらについては資料記載の通りですが、ご覧いただくとわかるように、埋蔵文化財包蔵地に関する照会が非常に多い状況です。窓口や電話等の対応で職員の負担がかなり重くなっているということで、職員の負担の軽減と、また事業者の利便性を向上させるために、インターネット上に包蔵地図を公開できないか検討して参りました。その結果、令和5年度の予算で、埋蔵文化財包蔵地地図インターネット閲覧システムというものを構築して運用開始する予定で、今その準備を進めているところでございます。簡単ですが事業報告は以上の通りです。

続きまして令和5年度の事業計画の方に移ります。資料は資料4になります。まず、文化財保護委員会ですが本日を含めて5回の開催を予定しています。議題については、次回には小栗判官関係の現地視察と指定に向けた審議をしていただくことが決まっていますが、それ以外のについては現時点ではまだ決まっておられません。

文化財調査につきましては昨年度同様文化財保護推進員会議を2回開催する予定でございます。指定に向けた文化財の調査ということで引き続き小栗判官

照手姫関係の資料の調査を続け、最終的には指定まで持って行く予定です。文化財調査報告書第 59 集の刊行も予定をしています。内容としては資料記載の通り「0 風景印から見た富士山の文化財」、「藤沢地区の仏像」などを予定しています。

続きまして文化財の保存活用については、例年通り江ノ島の現状変更の関係、それから保存管理奨励交付金の交付を行います。また、今年度に特徴的なものとしまして、地域伝統芸能民俗芸能等継承振興事業というものがございます。これはコロナ渦によって活動が制限されて、後継者不足にも悩まされている伝統芸能等の継承を支援するために国の方で新たに設けた補助制度です。これを活用しまして、江の島の天王祭等 4 団体に補助金を交付する予定です。

続きまして文化財の普及活用ですが、現時点でまだ未定なものもありますけれども、おおむね例年通りの事業を実施する予定です。新たなものとしましては、大庭城の PR 動画を作成しましたので、大庭地区で上映会を開催するとともに、YouTube を活用して全世界に PR をして参りたいと考えております。

埋蔵文化財につきましては先ほど申し上げました通り、埋蔵文化財包蔵地地図インターネット閲覧システムを構築して、秋口をめどに運用開始したいと考えております。簡単でございますが説明は以上で終わらせていただきます。

委員長 令和 4 年度の事業報告、それから 5 年度事業計画を説明がございました。何かご質問等がございますでしょうか。

委員 去年の例で 5,470 件の照会があるというのは、まずその埋蔵文化財に該当するかどうかを見せて欲しいという問い合わせが来るのですか。基本的に窓口で地図を見せて。

事務局 そうです。

委員 その後に発掘の確認をしてくださいますよね。その件数は何件ですか。

事務局 おおよそ 50 件ほどです。

委員 鎌倉なんかだと、この会議で主な遺跡でこんなのが出てますというのが、回ってくるんですが、そういう中であまりここに挙げるようなものは出てないということですか。

事務局	出てきておりますので、今後、その辺については検討して行きたいと思います。
事務局	昨年度ですと、11月の終わりくらいに区画整理の関係で発掘した際に非常に特徴的なものが出たりもしました。ただ市民の方へ公開しましたのがタイミング的に時間が短かったこともありまして、委員の皆様には、ご案内だけはさせていただきました。そういったところで急なものでなかなかお伝えしきれないところもあるかと思えます。今後は、引き続きそういったものが出ましたら、もちろん報告書というような形でお手元に届くこともあろうかと思えますけれども、そういうものに限らず、広く市民の皆様も含めて伝えていくことについて、少し工夫しながら情報提供できたらなと思えます。
委員	以前教えていただいて見せてもらった中では、藤沢宿を発掘しているときに蔵の跡のところの軟弱地盤対策どうやったかっていうのがすごい遺跡があつて、あれはやっぱり見せていただいて勉強になった。そういう情報でしたら、すいません、ちょっと対応できるかどうかわからないのですが、見せていただくと建築的にもそうですが、すごく参考になるので、ぜひいただければと思います。
委員長	よろしゅうございましょうか。他にお気づきのことがあればと思いますが。それでは先に進めさせていただきます。神奈川県指定史跡・名勝江ノ島の現状変更の許可申請等について、ご説明をお願いします。
事務局	<p>それでは江ノ島の現状変更の許可申請等についてご説明します。資料は5になります。江ノ島の現状変更につきましては、こちらの委員会でもお諮りしているものがございしますが、軽微なものについては事務局の方で判断させていただいて、県に上げているものがございします。今回はそういうものも含めて、全体的にこんな状況だったというような報告をさせていただきます。</p> <p>まず資料ですが、新規申請、終了届、変更届と三つに分けています。まず新規申請ですけれども、令和4年度につきましては、それまでのオリンピック関係が一段落しまして、新規は少なくなりました。その代わりといえますか、いろいろご意見をいただきましたキッチンガーデン関係が4年度は目立っております。</p> <p>資料の新規申請の資料の備考欄にキッチンガーデンと入っていますが、その関係になります。委員会のところに5月とか7月とか入っていますけど、これはその月の委員会でご審議いただいたものということです。空欄のものが軽微なものとして対応させていただいたものであります。</p> <p>その軽微なものの内容ですが、まず番号1の壁塗装およびパーゴラ設置です</p>

が、これはコッキング苑内の温室遺構の脇にある飲食店の壁の塗装の塗り直しと、パーゴラと言われる日陰棚を設置をしたものです。

それから3の木製デッキ設置は、一昨年にご審議いただき新設したふわふわドームの脇に段差があるところありまして、子供の転落防止のためのデッキを作るために申請があったものです。

7の施設案内板設置は、サムエル・コッキング苑内のリニューアルが一段落した段階で、新たに設置した建物の案内板を作るために申請が出てきております。それからコッキング苑以外ですが、個人店舗の増改築の申請がありました。これは老朽化した個人店舗の増改築を行うというものです。

最後の9の公衆トイレ壁面塗装工事とありますが、これはエスカレーター乗りの脇にある公衆トイレについて、美化緑化の一環として壁面を塗装するという市の事業に関するものです。

終了届については、基本的には昨年度に許可事業が終了して、終了届が提出されたものとなっています。1、9については一昨年以前に事業開始されたものでそれが昨年度終了したということで終了届が出てきています。駐車場の整備というのはオリンピック関係になります。

最後に変更届ですけども、変更届は事業の内容や工期が変更されたときに届けられるものです。4件出てきていますけれども、1と3の個人住宅建替とあるのは、同じ案件について2回出てきているものになります。2回とも工期の変更なのですが、最初の変更届が隣地との境界の確定に時間がかかったという理由で、2回目が、昨今の資材不足で取材調達が間に合わないという理由で工期が遅れたものです。

松本館リニューアル工事については、新設にあたってはご審議いただいておりますけども、軽微な仕様の変更がありました。4番目のコンテナの一時設置、これもオリンピック関係なのですが、女性センター跡地がオリンピックのときは一時コンテナ置き場と駐車場だったので、それがまだ最終的に女性センター跡地をどうするかと決まってない段階で、コンテナの一時置き場としては継続して使うというような県の意向がありまして、工期の延長ということで変更届が出てきております。簡単ですが以上で説明を終わらせていただきます。

委員長

はい。ありがとうございました。江ノ島の現状変更関係を一括でご説明いただきましたけれども、何かご質問等ございましょうか。

今ちょっとご説明ありましたが女性センターの跡地、何か神奈川県の方で公募をしましたよね。あれはもう全く白紙に戻っちゃうのですか。

事務局	1 回公募しまして、不調という成立をしなかったので再度公募をかけると伺っています。
事務局	今公募がかかっている状態なのですが、不調の主な原因いたしましては、費用が高すぎたことにあると神奈川県さんの方も捉えていらっしゃるようで、賃借料を 3 分の 2 ぐらいにディスカウントして再募集しているように聞いています。
	その他の募集の内容としてはそんなに大幅に変わったところはありませんので、費用のところを改めて募集を行っていると聞いています。スケジュール的には昨年と同じぐらいですので、秋口になりましたら新しい事業者さんが決まってくるかもしれないというところでございます。
委員長	他にございましょうか？以上で議題の方は終了させていただきます。どうもありがとうございました。